

支援プログラム

児童発達支援 ふぁそら

作成日 令和 6 年 4 月 1 日

事業所理念		障害児および保護者の意思及び人格を尊重し、障害児および保護者の立場に立った適切なサービスを確保するため、適正な運営を確保し必要な人員及び管理運営に関する事項を定めるとともに、サービスの円滑な運営管理を図る。		
支援方針		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用児童に対し成育を助長し、集団の中に入っていき力を身につけると共に、将来を見通し自立の促進を図ることを目的として指導訓練を行うものとする 2 利用児童および保護者の意向、利用児童の適正及び特性、その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づきサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより、適切かつ効果的にサービスの提供を行うものとする 3 利用児童、保護者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする 4 地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービスを行うもの、児童福祉施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に務めるものとする。 5 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害児の人権の擁護・虐待等の防止を図る 6 児童福祉法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設置及び運営にかんする基準並びに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定める内容ほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。 		
営業時間及びサービス提供時間		営業時間 9:00~18:00 サービス提供時間 10:00~17:00	送迎実施の有無	あり
支援内容		児童の障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行う		
本人支援	健康・生活	バイタル測定を通して全身状態を見守り、適切な医療的ケアの実施及び、個々の形態に応じた食事、摂食支援等		
	運動・感覚	身体機能の向上を図るために、個々の身体状況に応じ適切なりハビリの実施。関節の拘縮や変形の予防を目的とした訓練及び筋緊張のコントロール支援等		
	認知・行動	様々な活動を通して、五感への刺激を促し自発的な動作や興味を引き出す支援等		
	言語 コミュニケーション	児童の発信(要求)を大切にし、意思の表現及び表現方法の選択と活用に関する支援等		
	人間関係 社会性	他者との関わりを喜びをもって行えるよう、集団活動や戸外活動の提供・支援等		
家族支援	ご家庭に寄り添いながら子育て、子どもの発達上の課題に関する相談援助に関する支援等	移行支援	保育園・こども園・幼稚園・就学先・訪問看護・地域社会・医療等との連携、支援体制の構築に関する支援等	
地域支援 地域連携	個別のケース検討会議の開催、子育て支援機関、医療機関、保健所等の専門機関との連携に関する支援等	職員の質の向上	外部研修、事業所内研修等を取り入れ職員の知識、技術の向上に努める	
主な行事等	戸外活動・水遊び・コンサート・人形劇・お話会等			

支援プログラム

放課後等デイサービス ふぁそら

作成日 令和 6 年 4 月 1 日

事業所理念		障害児および保護者の意思及び人格を尊重し、障害児および保護者の立場に立った適切なサービスを確保するため、適正な運営を確保し必要な人員及び管理運営に関する事項を定めるとともに、サービスの円滑な運営管理を図る。		
支援方針		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用児童に対し成育を助長し、集団の中に入っていき力を身につけると共に、将来を見通し自立の促進を図ることを目的として指導訓練を行うものとする 2 利用児童および保護者の意向、利用児童の適正及び特性、その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づきサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより、適切かつ効果的にサービスの提供を行うものとする 3 利用児童、保護者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする 4 地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービスを行うもの、児童福祉施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に務めるものとする。 5 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害児の人権の擁護・虐待等の防止を図る 6 児童福祉法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設置及び運営にかんする基準並びに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定める内容ほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。 		
営業時間及びサービス提供時間		営業時間 9:00~18:00 サービス提供時間 10:00~17:00	送迎実施の有無	あり
支援内容		児童の障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行う		
本人支援	健康・生活	バイタル測定を通して全身状態を見守り、適切な医療的ケアの実施及び、個々の形態に応じた食事、摂食支援等		
	運動・感覚	身体機能の向上を図るために、個々の身体状況に応じ適切なりハビリの実施。関節の拘縮や変形の予防を目的とした訓練及び筋緊張のコントロール支援等		
	認知・行動	様々な活動を通して、五感への刺激を促し自発的な動作や興味を引き出す支援等		
	言語 コミュニケーション	児童の発信(要求)を大切にし、意思の表現及び表現方法の選択と活用に関する支援等		
	人間関係 社会性	他者との関わりを喜びをもって行えるよう、集団活動や戸外活動の提供・支援等		
家族支援	ご家庭に寄り添いながら子育て、子どもの発達上の課題に関する相談援助に関する支援等	移行支援	学校・就学先・訪問看護・地域社会・医療等との連携、支援体制の構築に関する支援等	
地域支援 地域連携	個別のケース検討会議の開催、子育て支援機関、医療機関、保健所等の専門機関との連携に関する支援等	職員の質の向上	外部研修、事業所内研修等を取り入れ職員の知識、技術の向上に努める	
主な行事等	戸外活動・水遊び・コンサート・親子レクリエーション・人形劇・お話し会等			